

岡山県農業振興地域整備基本方針の概要

第1章 確保すべき農用地等の面積その他の農用地等の確保に関する事項

第1 基本的考え方

- 1 確保すべき農用地等の面積の目標
R元：55.3千ha → R12：約54千ha
- 2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進
 - ・ 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、人・農地プランの実質化を通じた地域等での話合いの促進、農地中間管理機構による担い手への農地利用の集積・集約化の加速化等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進する。
 - ・ 農地の大区画化や水田の畑地化の推進、農業用排水施設の長寿命化など、農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。
 - ・ 農地転用を伴う農用地区域からの除外を行う場合には、農用地区域内農地の確保を基本とし、より適切かつ厳格な運用を図る。

第2 農業上の土地利用の基本的方向

南部農業地帯、中北部農業地帯に分け、農業及び農業的土地利用の推進について、地域に応じた農地の効率的な利用を図る。

第2章 農業振興地域の位置及び規模

- ・ 指定予定地域 地域数：27地域、総面積：531,478ha

第3章 基本的事項

第1 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

- 1 整備及び開発の方向
 - ・ 農業生産基盤の整備を推進するとともに、施設の長寿命化を図り、既存施設を有効に活用するストックマネジメントを推進する。
- 2 農業地帯別の構想
 - ・ 南部農業地帯においては、水田の大区画化や排水施設、暗渠排水などの農業生産基盤の整備を推進する。
 - ・ 中北部農業地帯においては、農業生産活動の継続のために地形条件等に沿った農地や農道、農業用排水路の整備を進める。
- 3 広域整備の構想
 - ・ 市町村農業振興地域整備計画と連携を保ちつつ、広域的な整備を推進する。

第2 農用地等の保全に関する事項

- 1 保全の方向
 - ・ 荒廃農地の発生防止と再生・利用に努めるとともに、地域住民を含めた多様な主体の参画によって、保全・管理を図る。また、ため池や排水施設の整備等を計画的に推進する。
- 2 保全のための事業
 - ・ 各種農地防災事業や農業生産基盤整備事業を実施し、農用地等を保全する。
- 3 保全のための活動
 - ・ 農地利用の集積・集約化を基本に、地域に応じた対策を講じるとともに、多

面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度などの活用による持続的な保全活動を進める。

第3 農業経営の規模拡大及び農用地等の総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模拡大等の促進の方向

- ・ 人・農地プランの実質化を支援するとともに、農地中間管理事業等の各種施策を活用して、担い手への農地利用の集積・集約化を進める。

2 農業地帯別の構想

- ・ 南部農業地帯においては担い手への農地利用の集約化等により個別経営の規模拡大を進めるとともに、中北部農業地帯においては集落組織の育成や法人化の推進を図る。
- ・ 主要な営農類型：水稲・麦複合など19類型

第4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 重点作目、農業地帯別の構想

- ・ 重点作目別に消費者ニーズに対応した高品質・高付加価値化を進めるための体制等の整備やスマート農業技術の活用等を図るとともに、南部農業地帯及び中北部農業地帯別に作目ごとの施設等の整備を進める。

2 広域整備の構想

- ・ 農協の広域化に伴う既存の米麦施設の再編・能力増強や、野菜の広域連携出荷に向けた選果・出荷体制の整備などを推進する。

第5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 施設の整備の方向

- ・ 県立青少年農林文化センター三徳園の研修施設や研修内容の充実を図るとともに、農業大学校や中国四国酪農大学校の教育プログラムの充実等を図る。

2 育成及び確保のための活動

- ・ 青年等就農計画、農業経営改善計画の作成支援や青年等就農資金の活用、優良農地の円滑な取得、就農情報の提供と研修制度を活用した就農支援等を進める。

第6 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 安定的な就業の促進の目標

- ・ 多様な担い手の確保を図るとともに、兼業農家の安定的就業環境を確保する。

2 就業機会の確保のための構想

- ・ 6次産業化や地域特産品の活用、地域の実情を踏まえた産業の計画的導入等により就業機会を確保する。
- ・ 農山村が有する魅力を生かし、農家民宿や直売所の活用の促進を通じた都市との交流を行い、観光面と連携した就業機会の拡大を図る。

第7 良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

- ・ 移住・定住を促進する視点からも誰もが住みたい農村づくりを目指し、生活環境施設の整備を進める。

2 生活環境施設の整備の構想

- ・ 適正かつ効率的な施設の配置や、景観等の地域資源を活用した施設整備を進め、住民が豊かで潤いのある生活を享受できる施設を整備する。